

講義名	商法		
科目区分	学部専門科目		
担当教員	藤井 啓吾		
開講期・曜日・時限	前期 火曜日 1時限		
	2014年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科 / 2014年度 サービス産業学部 観光学科 / 2014年度 総合政策学部 総合政策学科 / 2014年度 商学部 商学科 / 2013年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科 / 2013年度 サービス産業学部 観光学科 / 2013年度 総合政策学部 総合政策学科 / 2013年度 商学部 商学科 / 2012年度 サービス産業学部 サービスマネジメント学科		
履修開始年次	3年生	単位数	2
		講義コード	21044

主題と概要

商事売買契約と約束手形に関する問題を中心に、商法総則、商行為法、手形・小切手法と呼ばれる分野の法を学ぶ。

商取引は、財貨やサービスの移転とそれに対する対価の決済によって成り立っている。商事売買契約に関する法は、財貨・サービスの移転にかかわる法の中心をなすものであり、一方、約束手形に関する法は、対価の決済にかかわる法の代表的なものである。本講では、これらの法を具体的な事例を通じて学ぶ。

商取引に係わる過程で、法的問題を発見し、それに対処するための基礎的知識を習得することを目指す。

到達目標

次のような点について理解し、関連する問題に解答を導くことができるようになることを目標とする。

- ・ 商事売買契約を中心とする企業間の契約がどのように成立するか、契約の申込みの効力とはどのようなものか、これに関する商法の特別にどのようなものがあるか
- ・ 企業がビジネスを拡大するにあたって利用される法的な枠組みにどのようなものがあるか、それに関わる当事者間の基本的な権利義務関係はどのようなものか
- ・ 企業間の契約が成立した後、契約に関して生ずるトラブルにどのようなものがあるか、それに対しては、どのような法的対応がなされるか
- ・ 約束手形とはどのようなものか、約束手形の振出から支払に至るまでのプロセスはどのようなものか、人的抗弁の切断、手形の善意取得、善意支払

提出課題

各回(原則)の授業において提示する課題に対する答案の提出を求める。各回の講義内容を復習しつつ課題の答案を作成し、次の授業の開始前に答案を提出すること。

評価の基準

期中の評価の比重を40%、期末の評価の比重を60%とし、課題の難易度等によりこの比率に実質的な変動を来たすことのないよう、それぞれを素点ではなく偏差値の積み上げによって評価する。

期中の評価は、各回(原則)の授業において提示する課題に対する答案、授業に関する質問などの内容や提出状況を総合的に評価して行う。授業に欠席した場合でも、当日実施した課題に対する解答などを、授業期間中であれば後日提出することを認めるが、当然、相応の減点を行うので留意すること。期末には、期末試験を実施する。

合格最低ラインは絶対評価とし、この科目で習得すべきと考える最低限の内容すら習得していないと判断される者は不合格とする。したがって、期中の評価にかかわらず、期末試験の成績が相応の水準に達していない場合は不合格とすることもあるので注意すること。合格者内の評価は原則として相対評価とし、概ね、 $A : A : B : C = 1 : 2 : 3 : 3$ の比率で評価を行う。

履修にあたっての注意・助言他

受講者への連絡、資料の配布などは、授業時間内に行う。これに加え、Ryuka Portal に掲示するので、特に授業を欠席した場合は、これを参照しておくこと。また、このシラバスの記載事項に対する補足・改訂もこれを通じて行うことがあるので、登録前に参照しておくこと。

受講者や教室の状況によっては、座席指定を実施することがある。その場合は、指定された座席に着席して受講すること。

教科書

プリント資料及び参考文献

各回の授業に際しプリントを配布する。なお、過去に配布したプリントを授業中に参照することがあるので、散逸しないようにファイルし、授業に際して必ず持参すること。

授業計画

- 1 商取引法入門
- 2 商取引契約の成立
- 3 契約の申込みの効力
- 4 契約の申込みに対する諾否の通知義務
- 5 ビジネスにおける契約締結の実務
- 6 商事売買契約をめぐるトラブルへの法的対処 - 期日に債務が履行されない
- 7 商事売買契約をめぐるトラブルへの法的対処 - 債務の履行ができなくなった
- 8 商事売買契約をめぐるトラブルへの法的対処 - 引き渡された商品に欠陥がある
- 9 ビジネス拡大のための法的な枠組み - 代理の仕組み
- 10 ビジネス拡大のための法的な枠組み - 名板貸し、仲介、フランチャイズ契約など
- 11 約束手形とはどのようなものか
- 12 約束手形の振出
- 13 約束手形の裏書
- 14 約束手形の取立・支払・不渡り
- 15 まとめ - 商取引と法

予習・復習

予習：各回の授業で取り上げる課題を事前に示すので、課題の内容をよく理解し、自分なりの答えを用意して授業に臨むこと。なお、予習の際に用意した解答を事前に提出してもらうことがあるので、指示に従って提出すること。

復習：授業では、課題に対して解答を導くために必要とされる法令やその解釈、法令に基づく諸制度などについて解説を行うので、それらの解説や、解説に基づき自ら考えたことなどを振り返り、課題に対する答案の形でまとめること。

予習・復習に対する時間配分は、1回の授業につき、予習1時間、復習3時間を目安とすること。

備考